

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和 8 年 1 月 9 日改正
国自審第 2150 号
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>自動車型式認証実施要領について（依命通達）</p> <p>目 次（略）</p> <p>第 1～第 7（略）</p> <p>別添 1 自動車型式指定実施要領</p> <p>目次～第 5（略）</p> <p>第 6 完成検査</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 完成検査終了証が発行された自動車（法第 58 条に規定する自動車検査証又は法第 71 条に規定する自動車予備検査証の交付を受けたことがある自動車を除く。）に関し、改善措置の届出等を行う場合の取扱いについては、次に掲げる事項によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。</p> <p>(1) 指定製作業者等が「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成 6 年 12 月 1 日自審第 1530 号）第 2、第 9 又は第 10 の規定による改善（完成検査の不備に係るものを除く。）を実施する場合若しくはこれらと同様の改善を未登録車のみに実施する場合又は、完成検査終了後に指定製作業者等の責任の範疇において天災若しくは事故等により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復する場合における検査体制は、以下(ア)～(オ)のとおりとする。</p>	<p>自動車型式認証実施要領について（依命通達）</p> <p>目 次（略）</p> <p>第 1～第 7（略）</p> <p>別添 1 自動車型式指定実施要領</p> <p>目次～第 5（略）</p> <p>第 6 完成検査</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 完成検査終了証が発行された自動車（法第 58 条に規定する自動車検査証又は法第 71 条に規定する自動車予備検査証の交付を受けたことがある自動車を除く。）に関し、改善措置の届出等を行う場合の取扱いについては、次に掲げる事項によるものとし、これによらない場合には完成検査終了証は無効とすること。</p> <p>(1) 指定製作業者等が「リコールの届出等に関する取扱要領について（依命通達）」（平成 6 年 12 月 1 日自審第 1530 号）第 2、第 9 又は第 10 の規定による改善（完成検査の不備に係るものを除く。）を実施する場合若しくはこれらと同様の改善を未登録車のみに実施する場合又は、完成検査終了後に指定製作業者等の責任の範疇において天災若しくは事故等により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復する場合における検査体制は、以下(ア)～(オ)のとおりとする。</p>

なお、指定製作等の責任の範疇以降において天災若しくは事故等により損傷を受けた自動車の構造、装置又は性能の一部を修復する場合にあっては、「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和7年12月12日国土整備第181号）による取扱いに準用することができる。

この場合において、「指定製作等の責任の範疇」とは、自動車を販売会社等の譲受人に譲渡する前までをいう。（完成検査終了証を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合であって、物理的に譲受人に譲渡する前の状態が存在しないものについては、指定製作等と販売会社等の譲受人との取り決め等により指定製作等の責任の範疇とする。以下第8項について同じ。）また、「自動車の構造、装置又は性能の一部」とは、損傷した装置が交換可能な装置

（例えばタイヤ、後写鏡など）、ごく小規模の板金等により修復が完了するものをいい、大規模な修復は含まないものとする。

(ア) 改善を実施又は修復した自動車の当該部分の保安基準適合性について、指定製作等が届出を行った完成検査の実施要領に準じた検査（以下「再検査」という。）を実施すること。

(イ) 再検査に当たっては、当該自動車に発行された完成検査終了証の記載事項に相違ないことを確認すること。

(ウ) 指定製作等は、再検査に関する次の書類を備えおくこと。
a. 再検査規程
b. 再検査の項目
c. 再検査の実施要領
d. 再検査記録票の記載要領

(エ) 再検査は、指定製作等による当該作業の実施に係る指示に基づき実施すること。

(オ) 再検査成績の記録及び保存については、型式指定規則第9条の規定を準用する。

なお、上記の改善を実施又は修復する場合にあっては、実施した後において当該自動車は、指定を受けた型式としての構造、装置及び性能と相違ないものであること。

(2) 指定製作等が、自動車の保安基準適合性について再検査を要する場合 ((1)に掲げる場合を除く。) にあっては、対象自動車の範囲及

(新設)

この場合において、「指定製作等の責任の範疇」とは、自動車を販売会社等の譲受人に譲渡する前までをいう。（完成検査終了証を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合であって、物理的に譲受人に譲渡する前の状態が存在しないものについては、指定製作等と販売会社等の譲受人との取り決め等により指定製作等の責任の範疇とする。以下第8項について同じ。）また、「自動車の構造、装置又は性能の一部」とは、損傷した装置が交換可能な装置

（例えばタイヤ、後写鏡など）、ごく小規模の板金等により修復が完了するものをいい、大規模な修復は含まないものとする。

(ア) 改善を実施又は修復した自動車の当該部分の保安基準適合性について、指定製作等が届出を行った完成検査の実施要領に準じた検査（以下「再検査」という。）を実施すること。

(イ) 再検査に当たっては、当該自動車に発行された完成検査終了証の記載事項に相違ないことを確認すること。

(ウ) 指定製作等は、再検査に関する次の書類を備えおくこと。
a. 再検査規程
b. 再検査の項目
c. 再検査の実施要領
d. 再検査記録票の記載要領

(エ) 再検査は、指定製作等による当該作業の実施に係る指示に基づき実施すること。

(オ) 再検査成績の記録及び保存については、型式指定規則第9条の規定を準用する。

なお、上記の改善を実施又は修復する場合にあっては、実施した後において当該自動車は、指定を受けた型式としての構造、装置及び性能と相違ないものであること。

(2) 指定製作等が、自動車の保安基準適合性について再検査を要する場合 ((1)に掲げる場合を除く。) にあっては、対象自動車の範囲及

び実施方法について、あらかじめ審査・リコール課の承認を受けたものであること。

8～9（略）

第7～第18（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	1～3（略）
2 外観図及び外観写真	1～2（略）
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 指定装置等又は指定共通構造部 <u>(2) 技術基準適合証明書 (指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。)</u> (3) 検討書	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写を添付するとともに指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付すること。 <u>(新設)</u> 保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。

び実施方法について、あらかじめ審査・リコール課の承認を受けたものであること。

8～9（略）

第7～第18（略）

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）

添付書面	記載要領等
1 自動車の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	1～3（略）
2 外観図及び外観写真	1～2（略）
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 指定装置等又は指定共通構造部 <u>(2) 技術基準適合証明書 (指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。)</u> (2) 検討書	装置指定通知書等、共通構造部指定通知書等又は認定証の写を添付するとともに指定装置等又は指定共通構造部一覧表を添付すること。 <u>(新設)</u> 保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。

	なお、指定装置等又は指定共通構造部については検討した結果を省略することができる。
4～15 (略)	(略)
16 型式指定規則第3条第2項第4号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面 <u>(被けん引自動車に係るものと除く。)</u>	(略)

備考 1～3 (略)

別紙1～第2号様式の2 (略)

第3号様式の1 (諸元表) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

1.	車両構造上の一般的特徴 <u>General construction characteristics of the vehicle</u>	
1. 3. 2.	操舵軸数及び位置 <u>Number and position of steered axles</u>	軸数： <u>Number of axles</u>
		位置： <u>Position</u>
1. 6.	原動機の位置と配置 <u>Position and arrangement of the engine</u>	位置： <u>Position</u>
		配置： <u>Arrangement</u>
1. 8.	運転位置：左／右 <u>Hand of drive : left/right</u>	
2.	質量及び寸法 <u>Masses and dimensions</u>	

	なお、指定装置等又は指定共通構造部については検討した結果を省略することができる。
4～15 (略)	(略)
16 型式指定規則第3条第2項第4号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面	(略)

備考 1～3 (略)

別紙1～第2号様式の2 (略)

第3号様式の1 (諸元表) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

1.	車両構造上の一般的特徴 <u>(新設)</u>	
1. 3. 2.	操舵軸数及び位置 <u>(新設)</u>	軸数： <u>(新設)</u>
		位置： <u>(新設)</u>
1. 6.	原動機の位置と配置 <u>(新設)</u>	位置： <u>(新設)</u>
		配置： <u>(新設)</u>
1. 8.	運転位置：左／右 <u>(新設)</u>	
2.	質量及び寸法 <u>(新設)</u>	

2.3.1.	各操舵される車軸の輪距 (mm) <u>Track of each steered axle (mm)</u>	前： <u>Front</u> 後： <u>Rear</u>
2.3.2.	他の車軸の輪距 (mm) <u>Track of all other axles (mm)</u>	前： <u>Front</u> 後： <u>Rear</u>
2.8.	車両総重量の許容限度 (kg) <u>Permissible limit for Gross vehicle weight (kg)</u>	
2.9.	各車軸の許容限度 (kg) <u>Permissible limit for each axle (kg)</u>	前： <u>Front</u> 後： <u>Rear</u>
3.	動力装置 <u>Propulsion energy converter</u>	
3.2.	内燃機関 <u>Internal combustion engine</u>	
3.2.1.1.	作動原理及びサイクル <u>Working principle and cycle</u>	作動原理： <u>Working principle</u> サイクル： <u>Cycle</u>
3.2.1.2.	シリンドラの数と配置 <u>Number and arrangement of cylinders</u>	シリンドラ数： <u>Number of cylinders</u> 配置： <u>Arrangement</u>
3.2.3.	燃料タンク <u>Fuel tank(s)</u>	
3.2.3.1.	主燃料タンク <u>Service fuel tank(s)</u>	
3.2.3.1.1.	主燃料タンクの数及び容量 (L) <u>Number and capacity of each tank (L)</u>	数： <u>Number</u>

2.3.1.	各操舵される車軸の輪距 (mm) <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u> 後： <u>(新設)</u>
2.3.2.	他の車軸の輪距 (mm) <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u> 後： <u>(新設)</u>
2.8.	車両総重量の許容限度 (kg) <u>(新設)</u>	
2.9.	各車軸の許容限度 (kg) <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u> 後： <u>(新設)</u>
3.	動力装置 <u>(新設)</u>	
3.2.	内燃機関 <u>(新設)</u>	
3.2.1.1.	作動原理及びサイクル <u>(新設)</u>	作動原理： <u>(新設)</u> サイクル： <u>(新設)</u>
3.2.1.2.	シリンドラの数と配置 <u>(新設)</u>	シリンドラ数： <u>(新設)</u> 配置： <u>(新設)</u>
3.2.3.	燃料タンク <u>(新設)</u>	
3.2.3.1.	主燃料タンク <u>(新設)</u>	
3.2.3.1.1.	主燃料タンクの数及び容量 (L) <u>(新設)</u>	数： <u>(新設)</u>

		容量： <u>Capacity</u>
3.2.3.2.	副燃料タンク <u>Reserve fuel tank(s)</u>	
3.2.3.2.1.	副燃料タンクの数及び容量 (L) <u>Number and capacity of each tank (L)</u>	数： <u>Number</u>
		容量： <u>Capacity</u>
3.2.8.	吸気装置 <u>Intake system</u>	
3.2.8.1.	過給機の有無 <u>Pressure charger: yes/no</u>	
3.2.8.2.	インタークーラーの有無 <u>Intercooler: yes/no</u>	
3.2.9.	排気装置 <u>Exhaust system</u>	
3.2.9.4.	消音器の型式及び製作者 <u>Make(s) and type(s) of exhaust silencer(s)</u>	主消音器の型式： <u>Type(s) of main silencer</u>
		主消音器の製作者： <u>Make(s) of main silencer</u>
		副消音器の型式： <u>Type(s) of sub-silencer</u>
		副消音器の製作者： <u>Make(s) of sub-silencer</u>
3.2.9.5.	排気管開口部の位置 <u>Location of the exhaust outlet</u>	
3.2.12.	排出ガス発散防止対策 <u>Measures taken against air pollution</u>	
3.2.12.2.	排出ガス発散防止装置 <u>Pollution control devices</u>	
3.2.12.2.1.	触媒の有無	

		容量： <u>(新設)</u>
3.2.3.2.	副燃料タンク <u>(新設)</u>	
3.2.3.2.1.	副燃料タンクの数及び容量 (L) <u>(新設)</u>	数： <u>(新設)</u>
		容量： <u>(新設)</u>
3.2.8.	吸気装置 <u>(新設)</u>	
3.2.8.1.	過給機の有無 <u>(新設)</u>	
3.2.8.2.	インタークーラーの有無 <u>(新設)</u>	
3.2.9.	排気装置 <u>(新設)</u>	
3.2.9.4.	消音器の型式及び製作者 <u>(新設)</u>	主消音器の型式： <u>(新設)</u>
		主消音器の製作者： <u>(新設)</u>
		副消音器の型式： <u>(新設)</u>
		副消音器の製作者： <u>(新設)</u>
3.2.9.5.	排気管開口部の位置 <u>(新設)</u>	
3.2.12.	排出ガス発散防止対策 <u>(新設)</u>	
3.2.12.2.	排出ガス発散防止装置 <u>(新設)</u>	
3.2.12.2.1.	触媒の有無	

	<u>Catalytic converter: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 2. 1.	酸素センサーの有無 <u>Oxygen sensor: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 3.	二次空気供給装置の有無 <u>Air injection: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 4.	排気ガス再循環装置の有無 <u>Exhaust gas recirculation: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 5.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>Evaporative emissions control system: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 6.	微粒子除去装置の有無 <u>Particulate trap: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 7.	車載式故障診断装置の有無 <u>On-board-diagnostic system: yes/no</u>	
3. 2. 12. 2. 8.	その他の装置 <u>Other system</u>	
3. 3.	電動機 <u>Electric machine</u>	
3. 3. 1.	形式 (巻線、励起) <u>Type (winding, excitation)</u>	
3. 3. 1. 1. 1.	最高出力 (kW) <u>Maximum net power (kW)</u>	
3. 3. 1. 1. 2.	定格出力 (kW) <u>Rated power (kW)</u>	
3. 3. 1. 2.	作動電圧 (V) <u>Operating voltage (V)</u>	
3. 3. 2.	充電式エネルギー貯蔵システム (REESS) <u>REESS</u>	
3. 3. 2. 4.	位置 <u>Position</u>	
4.	変速機 <u>Transmission</u>	
4. 2.	形式	
	<u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 2. 1.	酸素センサーの有無 <u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 3.	二次空気供給装置の有無 <u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 4.	排気ガス再循環装置の有無 <u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 5.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 6.	微粒子除去装置の有無 <u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 7.	車載式故障診断装置の有無 <u>(新設)</u>	
3. 2. 12. 2. 8.	その他の装置 <u>(新設)</u>	
3. 3.	電動機 <u>(新設)</u>	
3. 3. 1.	形式 (巻線、励起) <u>(新設)</u>	
3. 3. 1. 1. 1.	最高出力 (kW) <u>(新設)</u>	
3. 3. 1. 1. 2.	定格出力 (kW) <u>(新設)</u>	
3. 3. 1. 2.	作動電圧 (V) <u>(新設)</u>	
3. 3. 2.	充電式エネルギー貯蔵システム (REESS) <u>(新設)</u>	
3. 3. 2. 4.	位置 <u>(新設)</u>	
4.	変速機 <u>(新設)</u>	
4. 2.	形式	

	Type	
4.5.	ギヤボックス <u>Gearbox</u>	
4.5.1.	形式 <u>Type</u>	
4.6.	変速比 <u>Gear ratios</u>	
4.7.	最大設計車速 (km/h) <u>Maximum vehicle design speed (km/h)</u>	
5.	車軸 <u>Axles</u>	
5.3.	形式 <u>Type</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
6.	緩衝装置 <u>Suspension</u>	
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 <u>Type and design of the suspension of each axle or group of axles or wheel</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
6.2.1.	レベル調整：有／無 <u>Level adjustment: yes/no</u>	
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>Air-suspension for driving axle(s) : yes/no</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
6.2.3.1.	駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無	前： <u>Front</u>

	(新設)	
4.5.	ギヤボックス <u>(新設)</u>	
4.5.1.	形式 <u>(新設)</u>	
4.6.	変速比 <u>(新設)</u>	
4.7.	最大設計車速 (km/h) <u>(新設)</u>	
5.	車軸 <u>(新設)</u>	
5.3.	形式 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>(新設)</u>
6.	緩衝装置 <u>(新設)</u>	
6.2.	各車軸又はホイールにおける緩衝装置の形式と設計 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>(新設)</u>
6.2.1.	レベル調整：有／無 <u>(新設)</u>	
6.2.3.	駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>(新設)</u>
6.2.3.1.	駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無	前： <u>(新設)</u>

	<u>Suspension of driving axle(s)</u> <u>equivalent to air-suspension: yes/no</u>	
		後： <u>Rear</u>
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>Air-suspension for non-driving axle(s): yes/no</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
6.2.4.1.	非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>Suspension of non-driving axle(s)</u> <u>equivalent to air-suspension: yes/no</u>	前： <u>Front</u>
		後： <u>Rear</u>
6.6.1.	タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>Tyre/wheel combination(s)</u>	
6.6.1.1.	車軸 <u>Axes</u>	
6.6.1.1.1.	前軸 <u>Front axle</u>	
6.6.1.1.1.1.	タイヤサイズ記号 <u>Tyre size designation</u>	
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u>	
6.6.1.1.1.3.	速度区分記号 <u>Speed category symbol</u>	
6.6.1.1.1.4.	ホイールリムサイズ <u>Wheel rim size (s)</u>	
6.6.1.1.1.5.	ホイールオフセット <u>Wheel off-set (s)</u>	
6.6.1.1.2.	後軸 <u>Rear axle</u>	

	<u>(新設)</u>	
		後： <u>(新設)</u>
6.2.4.	非駆動車軸用空気ばね：有／無 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>(新設)</u>
6.2.4.1.	非駆動車軸用の空気ばね以外のばねの有無 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>(新設)</u>
6.6.1.	タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.	車軸 <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.1.	前軸 <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.1.1.	タイヤサイズ記号 <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.1.3.	速度区分記号 <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.1.4.	ホイールリムサイズ <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.1.5.	ホイールオフセット <u>(新設)</u>	
6.6.1.1.2.	後軸 <u>(新設)</u>	

6. 6. 1. 1. 2. 1.	タイヤサイズ記号 <u>Tyre size designation</u>		6. 6. 1. 1. 2. 1.	タイヤサイズ記号 <u>(新設)</u>	
6. 6. 1. 1. 2. 2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u>		6. 6. 1. 1. 2. 2.	負荷能力指数 <u>(新設)</u>	
6. 6. 1. 1. 2. 3.	速度区分記号 <u>Speed category symbol</u>		6. 6. 1. 1. 2. 3.	速度区分記号 <u>(新設)</u>	
6. 6. 1. 1. 2. 4.	ホイールリムサイズ <u>Wheel rim size (s)</u>		6. 6. 1. 1. 2. 4.	ホイールリムサイズ <u>(新設)</u>	
6. 6. 1. 1. 2. 5.	ホイールオフセット <u>Wheel off-set(s)</u>		6. 6. 1. 1. 2. 5.	ホイールオフセット <u>(新設)</u>	
6. 6. 1. 2.	スペアホイール <u>Spare wheel</u>		6. 6. 1. 2.	スペアホイール <u>(新設)</u>	
6. 7.	タイヤ空気圧監視システム <u>Tyre pressure monitoring system</u>		6. 7.	タイヤ空気圧監視システム <u>(新設)</u>	
6. 7. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>		6. 7. 1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
7.	かじ取装置 <u>Steering</u>		7.	かじ取装置 <u>(新設)</u>	
7. 2.	伝達及び制御 <u>Transmission and control</u>		7. 2.	伝達及び制御 <u>(新設)</u>	
7. 2. 1.	かじ取装置の形式 <u>Type of steering transmission</u>	前： <u>Front</u>	7. 2. 1.	かじ取装置の形式 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>Rear</u>			後： <u>(新設)</u>
7. 2. 2.	かじ取装置の詳細 <u>Linkage to wheels</u>	前： <u>Front</u>	7. 2. 2.	かじ取装置の詳細 <u>(新設)</u>	前： <u>(新設)</u>
		後： <u>Rear</u>			後： <u>(新設)</u>
7. 2. 3.	支援方法（有する場合） <u>Method of assistance (if any)</u>		7. 2. 3.	支援方法（有する場合） <u>(新設)</u>	
7. 4.	緊急車線維持装置 <u>Emergency lane-keeping system</u>		7. 4.	緊急車線維持装置 <u>(新設)</u>	
7. 4. 1.	装備：有／無		7. 4. 1.	装備：有／無	

	<u>Presence: yes/no</u>	
7.5.	車線逸脱警報装置 <u>Lane Departure Warning System</u>	
7.5.1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
7.6.	補正操舵機能 <u>Corrective Directional Control Function</u>	
7.6.1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
8.	制動装置 <u>Brakes</u>	
8.5.	ABS の装備の有無 <u>Anti-lock braking system: yes/no</u>	
8.9.	制動装置の詳細 <u>Brief description of the braking system</u>	主ブレーキ： <u>Main brake</u>
		駐車ブレーキ： <u>Parking brake</u>
8.12.	衝突被害軽減制動制御装置 <u>Advanced emergency braking system</u>	
8.12.1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
9.	車体 <u>Bodywork</u>	
9.3.	乗員ドア、ラッチ及びヒンジ <u>Occupant doors, latches and hinges</u>	
9.3.1.	ドア形状と数 <u>Door configuration and number of doors</u>	
9.9.	視野確保装置 <u>Devices for indirect vision</u>	
9.9.1.	後写鏡 <u>Rear-view mirrors</u>	
9.9.1.1.	製作者名	

	<u>(新設)</u>	
7.5.	車線逸脱警報装置 <u>(新設)</u>	
7.5.1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
7.6.	補正操舵機能 <u>(新設)</u>	
7.6.1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
8.	制動装置 <u>(新設)</u>	
8.5.	ABS の装備の有無 <u>(新設)</u>	
8.9.	制動装置の詳細 <u>(新設)</u>	主ブレーキ： <u>(新設)</u>
		駐車ブレーキ： <u>(新設)</u>
8.12.	衝突被害軽減制動制御装置 <u>(新設)</u>	
8.12.1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
9.	車体 <u>(新設)</u>	
9.3.	乗員ドア、ラッチ及びヒンジ <u>(新設)</u>	
9.3.1.	ドア形状と数 <u>(新設)</u>	
9.9.	視野確保装置 <u>(新設)</u>	
9.9.1.	後写鏡 <u>(新設)</u>	
9.9.1.1.	製作者名	

	<u>Make</u>	
9. 9. 1. 3.	バリアント <u>Variant</u>	
9. 9. 2.	後方等確認装置： <u>Devices for indirect vision other than mirrors</u>	
9. 10.	乗車装置 <u>Interior arrangement</u>	
9. 10. 3.	座席 <u>Seats</u>	
9. 10. 3. 1. 1.	位置と配置 <u>Location and arrangement</u>	
9. 12. 2.	補助拘束装置の種類及び位置 <u>Nature and position of supplementary restraint systems</u>	
12.	その他 <u>Miscellaneous</u>	
12. 8.	事故自動緊急通報装置 <u>eCall-system</u>	
12. 8. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
12. 9.	車両接近通報装置 <u>Acoustic Vehicle Alerting System</u>	
12. 9. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
12. 16.	事故情報計測記録装置 <u>Event data recorder</u>	
12. 16. 1.	装備：有／無 <u>Presence: yes/no</u>	
17.	自動運行装置の有無 <u>Automated driving system: yes/no</u>	
性能 <u>Performance</u>		

	<u>(新設)</u>	
9. 9. 1. 3.	バリアント <u>(新設)</u>	
9. 9. 2.	後方等確認装置： <u>(新設)</u>	
9. 10.	乗車装置 <u>(新設)</u>	
9. 10. 3.	座席 <u>(新設)</u>	
9. 10. 3. 1. 1.	位置と配置 <u>(新設)</u>	
9. 12. 2.	補助拘束装置の種類及び位置 <u>(新設)</u>	
12.	その他 <u>(新設)</u>	
12. 8.	事故自動緊急通報装置 <u>(新設)</u>	
12. 8. 1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
12. 9.	車両接近通報装置 <u>(新設)</u>	
12. 9. 1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
12. 16.	事故情報計測記録装置 <u>(新設)</u>	
12. 16. 1.	装備：有／無 <u>(新設)</u>	
17.	自動運行装置の有無 <u>(新設)</u>	
性能 <u>(新設)</u>		

	制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>Braking stopping distance (m)</u> <u>(Initial speed (km/h))</u>			制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>(新設)</u>	
	主ブレーキ：制動力 (N) (踏力 (N)) <u>Service brake: Braking force (N)</u> <u>(Pedal applying force (N))</u>			主ブレーキ：制動力 (N) (踏力 (N)) <u>(新設)</u>	
	駐車ブレーキ：制動力 (N) (操 作力 (N)) <u>Parking brake: Braking force (N)</u> <u>(Operating force (N))</u>			駐車ブレーキ：制動力 (N) (操 作力 (N)) <u>(新設)</u>	
	定地燃料消費率 (km/L) <u>Steady running fuel consumption rate</u> <u>(km/L)</u>			定地燃料消費率 (km/L) <u>(新設)</u>	
	JH25 モード燃料消費率 (km/Nm ³ 又は km/kg) <u>JH25-mode fuel consumption rate</u> <u>(km/Nm³ or km/kg)</u>			JH25 モード燃料消費率 (km/Nm ³ 又は km/kg) <u>(新設)</u>	
	都市間走行モード燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率) (km/L、km/Nm ³ 又は km/kg) <u>Intercity highway-mode fuel</u> <u>consumption rate (JH25-mode fuel</u> <u>consumption rate) (km/L, km/Nm³ or</u> <u>km/kg)</u>			都市間走行モード燃料消費率 (JH25 モード燃料消費率) (km/L、km/Nm ³ 又は km/kg) <u>(新設)</u>	
	一充電走行距離 (km) <u>Running distance per charging(km)</u>			一充電走行距離 (km) <u>(新設)</u>	
	交流電力量消費率 (電気自動 車) (Wh/km) <u>AC power consumption rate (Electric</u> <u>vehicle) (Wh/km)</u>			交流電力量消費率 (電気自動 車) (Wh/km) <u>(新設)</u>	

	LMH 交流電力量消費率（電気自動車）(Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Electric vehicle) (Wh/km)</u>			LMH 交流電力量消費率（電気自動車）(Wh/km) <u>(新設)</u>	
	ハイブリッド (CS) 燃料消費率(km/L) <u>Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)</u>			ハイブリッド (CS) 燃料消費率(km/L) <u>(新設)</u>	
	LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率(km/L) <u>LMH Hybrid (CS) fuel consumption rate (km/L)</u>			LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率(km/L) <u>(新設)</u>	
	プラグイン (CD) 燃料消費率(km/L) <u>Plug-in (CD) fuel consumption rate (km/L)</u>			プラグイン (CD) 燃料消費率(km/L) <u>(新設)</u>	
	プラグイン (CD) レンジ (km) <u>Plug-in (CD) range (km)</u>			プラグイン (CD) レンジ (km) <u>(新設)</u>	
	交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）(Wh/km) <u>AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u>			交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）(Wh/km) <u>(新設)</u>	
	LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）(Wh/km) <u>LMH AC power consumption rate (Plug-in hybrid motor vehicle) (Wh/km)</u>			LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）(Wh/km) <u>(新設)</u>	
	等価EVレンジ (km) <u>Equivalent EV range (km)</u>			等価EVレンジ (km) <u>(新設)</u>	
	一充電消費電力量 (kWh/回) <u>Electric energy consumed per charging (kWh/charge)</u>			一充電消費電力量 (kWh/回) <u>(新設)</u>	

	CNG 自動車燃料消費率（軽・中量車）(km/Nm ³) <u>CNG motor vehicle fuel consumption rate (Light- and medium-duty motor vehicles) (km/Nm³)</u>	
	LMH 燃料消費率(km/L) <u>LMH fuel consumption rate (km/L)</u>	
	燃料消費率(燃料電池自動車)(km/kg) <u>Fuel consumption rate (Fuel cell vehicle) (km/kg)</u>	

第3号様式の2（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.	車両構造上の一般的特徴 <u>General construction characteristics</u>	
1. 3.	車軸及び車輪の数 <u>Number of axles and wheels</u>	
1. 3. 1.	複輪を有する車軸 <u>Axles with twinned wheels</u>	
1. 8.	動力性能 <u>Propulsion unit performance</u>	
1. 8. 1	最大設計車速(km/h) <u>Declared maximum vehicle speed (km/h)</u>	
2.	質量及び寸法 <u>Masses and dimensions</u>	
2. 2.	車両寸法の範囲 <u>Range of vehicle dimensions</u>	
2. 2. 5.	輪距 <u>Wheel tread</u>	
2. 2. 5. 1.	前部輪距(mm)： <u>Front wheel tread (mm)</u>	
2. 2. 5. 2.	後部輪距(mm)： <u>Rear wheel tread (mm)</u>	

	CNG 自動車燃料消費率（軽・中量車）(km/Nm ³) <u>(新設)</u>	
	LMH 燃料消費率(km/L) <u>(新設)</u>	
	燃料消費率(燃料電池自動車)(km/kg) <u>(新設)</u>	

第3号様式の2（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.	車両構造上の一般的特徴 <u>(新設)</u>	
1. 3.	車軸及び車輪の数 <u>(新設)</u>	
1. 3. 1.	複輪を有する車軸 <u>(新設)</u>	
1. 8.	動力性能 <u>(新設)</u>	
1. 8. 1	最大設計車速(km/h) <u>(新設)</u>	
2.	質量及び寸法 <u>(新設)</u>	
2. 2.	車両寸法の範囲 <u>(新設)</u>	
2. 2. 5.	輪距 <u>(新設)</u>	
2. 2. 5. 1.	前部輪距(mm)： <u>(新設)</u>	
2. 2. 5. 2.	後部輪距(mm)： <u>(新設)</u>	

	Rear wheel tread (mm) General powertrain characteristics	
3.	原動機の一般特性 General powertrain characteristics	
3. 2.	内燃機関 Combustion engine	
3. 2. 1. 2.	作動原理 Working principle	
3. 2. 1. 3.	サイクル Cycle	
3. 2. 1. 4.	シリンドラ Cylinders	
3. 2. 1. 4. 1.	数 Number	
3. 2. 1. 4. 2.	配置 Arrangement	
3. 2. 12.	排気システム及び制御 Exhaust system and control	
3. 2. 12. 5.	排気騒音低減装置の型式、マーキング Type, marking of exhaust noise-abatement device(s)	
3. 2. 12. 8.	纖維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無 Exhaust noise-abatement device containing fibrous materials: yes/no	
3. 3.	純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置 Pure electric and hybrid electric propulsion and control	
3. 3. 3.	電動機 Electric propulsion motor	
3. 3. 3. 1.	電動機の数 Number of electric motors for propulsion	
3. 3. 3. 2.	方式 (巻線、励磁) Type (winding, excitation)	
3. 3. 4.	原動機用蓄電池	
	(新設)	
3.	原動機の一般特性 (新設)	
3. 2.	内燃機関 (新設)	
3. 2. 1. 2.	作動原理 (新設)	
3. 2. 1. 3.	サイクル (新設)	
3. 2. 1. 4.	シリンドラ (新設)	
3. 2. 1. 4. 1.	数 (新設)	
3. 2. 1. 4. 2.	配置 (新設)	
3. 2. 12.	排気システム及び制御 (新設)	
3. 2. 12. 5.	排気騒音低減装置の型式、マーキング (新設)	
3. 2. 12. 8.	纖維性材料を含有する排気騒音低減装置の有無 (新設)	
3. 3.	純電気、ハイブリッド電気推進及び制御装置 (新設)	
3. 3. 3.	電動機 (新設)	
3. 3. 3. 1.	電動機の数 (新設)	
3. 3. 3. 2.	方式 (巻線、励磁) (新設)	
3. 3. 4.	原動機用蓄電池	

	<u>Propulsion batteries</u>	
3. 3. 4. 1.	主原動機用蓄電池 <u>Primary propulsion battery</u>	
3. 3. 4. 1. 1.	電池のセル数 <u>Number of cells</u>	
3. 3. 4. 1. 3.	容量 (Ah) <u>Capacity (Ah)</u>	
3. 3. 4. 1. 4.	電圧 (V) <u>Voltage (V)</u>	
3. 3. 4. 2.	副原動機用蓄電池 <u>Secondary propulsion battery</u>	
3. 3. 4. 2. 1.	電池のセル数 <u>Number of cells</u>	
3. 3. 4. 2. 3.	容量 (Ah) <u>Capacity (Ah)</u>	
3. 3. 4. 2. 4.	電圧 (V) <u>Voltage (V)</u>	
3. 3. 5.	ハイブリッド電気自動車 <u>Hybrid electric vehicle</u>	
3. 3. 5. 1.	エンジン又は電動機の組み合わせ <u>Engine or motor combination</u>	
3. 3. 5. 2.	ハイブリッド電気自動車のカテゴリー ¹⁾ <u>Category of hybrid electric vehicle</u>	
3. 5.	動力伝達装置及び制御 <u>Drive-train and control</u>	
3. 5. 2.	クラッチ <u>Clutch</u>	
3. 5. 2. 1.	方式 <u>Method</u>	
3. 5. 3.	変速機 <u>Transmission</u>	
3. 5. 3. 3.	方式 <u>Method</u>	

	(新設)	
3. 3. 4. 1.	主原動機用蓄電池 <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 1. 1.	電池のセル数 <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 1. 3.	容量 (Ah) <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 1. 4.	電圧 (V) <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 2.	副原動機用蓄電池 <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 2. 1.	電池のセル数 <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 2. 3.	容量 (Ah) <u>(新設)</u>	
3. 3. 4. 2. 4.	電圧 (V) <u>(新設)</u>	
3. 3. 5.	ハイブリッド電気自動車 <u>(新設)</u>	
3. 3. 5. 1.	エンジン又は電動機の組み合わせ <u>(新設)</u>	
3. 3. 5. 2.	ハイブリッド電気自動車のカテゴリー ¹⁾ <u>(新設)</u>	
3. 5.	動力伝達装置及び制御 <u>(新設)</u>	
3. 5. 2.	クラッチ <u>(新設)</u>	
3. 5. 2. 1.	方式 <u>(新設)</u>	
3. 5. 3.	変速機 <u>(新設)</u>	
3. 5. 3. 3.	方式 <u>(新設)</u>	

3. 5. 4.	変速比 <u>Gear ratios</u>	
3. 7.	緩衝装置及び制御 <u>Suspension and control</u>	
3. 7. 1.	懸架装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of suspension and its control system</u>	
3. 7. 6.	ショック・アブソーバーの有無 <u>Shock absorbers: yes/no</u>	
4.	環境性能に関する一般情報 <u>General information on environmental and propulsion performance</u>	
4. 1.	排出ガス発散防止装置 <u>Tailpipe emission-control system</u>	
4. 1. 2.	触媒コンバータ <u>Catalytic converter</u>	
4. 1. 2. 1.	数 <u>Number</u>	
4. 1. 2. 9.	位置 <u>Location</u>	
4. 1. 3. 2.	酸素センサーの位置 <u>Oxygen sensor location</u>	
4. 1. 4. 1.	二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of the secondary air-injection system and its control system</u>	
4. 1. 5. 1.	排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明 <u>Brief description and schematic drawing of the EGR system and its control system</u>	
4. 1. 6. 3.	微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明	

3. 5. 4.	変速比 <u>(新設)</u>	
3. 7.	緩衝装置及び制御 <u>(新設)</u>	
3. 7. 1.	懸架装置及びその制御システムの概要説明 <u>(新設)</u>	
3. 7. 6.	ショック・アブソーバーの有無 <u>(新設)</u>	
4.	環境性能に関する一般情報 <u>(新設)</u>	
4. 1.	排出ガス発散防止装置 <u>(新設)</u>	
4. 1. 2.	触媒コンバータ <u>(新設)</u>	
4. 1. 2. 1.	数 <u>(新設)</u>	
4. 1. 2. 9.	位置 <u>(新設)</u>	
4. 1. 3. 2.	酸素センサーの位置 <u>(新設)</u>	
4. 1. 4. 1.	二次空気供給装置及びその制御システムの概要説明 <u>(新設)</u>	
4. 1. 5. 1.	排気ガス再循環装置及びその制御システムの概要説明 <u>(新設)</u>	
4. 1. 6. 3.	微粒子除去装置及びその制御システムの概要説明	

	<u>Brief description and schematic drawing of the particulate filter and its control system</u>	
4.1.8.	その他の排出ガス発散防止装置 <u>Additional tailpipe emission-control devices</u>	
4.1.8.1.	作動原理 <u>Working principle</u>	
4.2.	ブローバイ・ガス還元装置 <u>Crankcase emission control system</u>	
4.2.1.	ブローバイ・ガス還元装置の構成 <u>Configuration of crank-case gas recycling system</u>	
4.3.	燃料蒸発ガス抑止装置 <u>Evaporative emission control system</u>	
4.3.1.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>Evaporative emissions control system: yes/no</u>	
6.	安全機能に関する情報 <u>Information on functional safety</u>	
6.2.	制動装置 <u>Braking systems</u>	
6.2.2.1.	前輪、後輪及び側車の制動装置 <u>Front, rear and sidecar brakes</u>	
6.2.2.2.	駐車ブレーキ <u>Parking braking system</u>	
6.2.2.3.	その他の制動装置 <u>Any additional braking system</u>	
6.2.4.	ABS/CBS <u>Anti-lock/Combined braking system</u>	
6.2.4.1.	ABS の装備の有無 <u>Anti-lock braking system: yes/no</u>	
6.2.4.2.	CBS の装備の有無 <u>Combined braking system: yes/no</u>	
6.2.4.3.	ABS 及び CBS の装備の有無 <u>Anti-lock and combined braking system: yes/no</u>	

	<u>(新設)</u>	
4.1.8.	その他の排出ガス発散防止装置 <u>(新設)</u>	
4.1.8.1.	作動原理 <u>(新設)</u>	
4.2.	ブローバイ・ガス還元装置 <u>(新設)</u>	
4.2.1.	ブローバイ・ガス還元装置の構成 <u>(新設)</u>	
4.3.	燃料蒸発ガス抑止装置 <u>(新設)</u>	
4.3.1.	燃料蒸発ガス抑止装置の有無 <u>(新設)</u>	
6.	安全機能に関する情報 <u>(新設)</u>	
6.2.	制動装置 <u>(新設)</u>	
6.2.2.1.	前輪、後輪及び側車の制動装置 <u>(新設)</u>	
6.2.2.2.	駐車ブレーキ <u>(新設)</u>	
6.2.2.3.	その他の制動装置 <u>(新設)</u>	
6.2.4.	ABS/CBS <u>(新設)</u>	
6.2.4.1.	ABS の装備の有無 <u>(新設)</u>	
6.2.4.2.	CBS の装備の有無 <u>(新設)</u>	
6.2.4.3.	ABS 及び CBS の装備の有無 <u>(新設)</u>	

6.12.	後方視認 <u>Rearward visibility</u>	
6.12.1.	後写鏡 <u>Rear-view mirrors</u>	
6.12.1.1.	後写鏡の位置 <u>Rearview mirror position</u>	
6.12.2.	後写鏡以外の間接視界装置 <u>Devices for indirect vision other than mirrors</u>	
6.12.2.1.	装置の説明 <u>Description of the device</u>	
6.18.	タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>Tyres/wheels combination</u>	
6.18.1.	タイヤ <u>Tyres</u>	
6.18.1.1.	タイヤサイズ記号 <u>Size designation</u>	
6.18.1.1.1.	前軸 <u>Front axle</u>	
6.18.1.1.2.	後軸 <u>Rear axle</u>	
6.18.1.1.3.	側車 <u>Sidecar</u>	
6.18.1.2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity index</u>	前軸： <u>Front axle</u>
		後軸： <u>Rear axle</u>
		側車： <u>Sidecar</u>
6.18.1.3.	速度区分記号 <u>Speed category symbol</u>	前軸： <u>Front axle</u>
		後軸： <u>Rear axle</u>
		側車： <u>Sidecar</u>

6.12.	後方視認 <u>(新設)</u>	
6.12.1.	後写鏡 <u>(新設)</u>	
6.12.1.1.	後写鏡の位置 <u>(新設)</u>	
6.12.2.	後写鏡以外の間接視界装置 <u>(新設)</u>	
6.12.2.1.	装置の説明 <u>(新設)</u>	
6.18.	タイヤ／ホイールの組み合わせ <u>(新設)</u>	
6.18.1.	タイヤ <u>(新設)</u>	
6.18.1.1.	タイヤサイズ記号 <u>(新設)</u>	
6.18.1.1.1.	前軸 <u>(新設)</u>	
6.18.1.1.2.	後軸 <u>(新設)</u>	
6.18.1.1.3.	側車 <u>(新設)</u>	
6.18.1.2.	負荷能力指数 <u>(新設)</u>	前軸： <u>(新設)</u>
		後軸： <u>(新設)</u>
		側車： <u>(新設)</u>
6.18.1.3.	速度区分記号 <u>(新設)</u>	前軸： <u>(新設)</u>
		後軸： <u>(新設)</u>
		側車： <u>(新設)</u>

		<u>Sidecar</u>
6.18.2.	ホイール <u>Wheels</u>	
6.18.2.1.	ホイールリムサイズ <u>Rim size(s)</u>	前軸： <u>Front axle</u>
		後軸： <u>Rear axle</u>
		側車： <u>Sidecar</u>
7.	車両構造に関する情報 <u>Information on vehicle construction</u>	
7.5.1.	燃料タンク <u>Fuel tank(s)</u>	
7.5.1.1.	主燃料タンク <u>Main fuel tank(s)</u>	
7.5.1.1.1.	主燃料タンクの容量 (L) <u>Maximum capacity (L)</u>	
7.5.1.2.	副燃料タンク <u>Reserve fuel tank(s)</u>	
7.5.1.2.1.	副燃料タンクの容量 (L) <u>Maximum capacity (L)</u>	
7.6.	車載式故障診断装置の機能要件 <u>On-board diagnostics functional requirements</u>	
7.6.1.1.	車載式故障診断装置の有無 <u>On-board diagnostics system: yes/no</u>	
性能 <u>Performance</u>		
	制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>Braking stopping distance (m) (Initial speed (km/h))</u>	
	主ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N))	

		<u>(新設)</u>
6.18.2.	ホイール <u>(新設)</u>	
6.18.2.1.	ホイールリムサイズ <u>(新設)</u>	前軸： <u>(新設)</u>
		後軸： <u>(新設)</u>
		側車： <u>(新設)</u>
7.	車両構造に関する情報 <u>(新設)</u>	
7.5.1.	燃料タンク <u>(新設)</u>	
7.5.1.1.	主燃料タンク <u>(新設)</u>	
7.5.1.1.1.	主燃料タンクの容量 (L) <u>(新設)</u>	
7.5.1.2.	副燃料タンク <u>(新設)</u>	
7.5.1.2.1.	副燃料タンクの容量 (L) <u>(新設)</u>	
7.6.	車載式故障診断装置の機能要件 <u>(新設)</u>	
7.6.1.1.	車載式故障診断装置の有無 <u>(新設)</u>	
性能 <u>(新設)</u>		
	制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) <u>(新設)</u>	
	主ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N))	

	<u>Service brake: Braking force (N) (Pedal applying force (N))</u>			<u>(新設)</u>	
	駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>Parking brake: Braking force (N) (Operating force (N))</u>			駐車ブレーキ：制動力 (N) (操作力 (N)) <u>(新設)</u>	
	定地燃料消費率 (km/L) <u>Steady running fuel consumption rate (km/L)</u>			定地燃料消費率 (km/L) <u>(新設)</u>	
	一充電走行距離 (km) <u>Running distance per charging (km)</u>			一充電走行距離 (km) <u>(新設)</u>	
	交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>AC power consumption rate (Electric vehicle)</u> (Wh/km)			交流電力量消費率 (電気自動車) (Wh/km) <u>(新設)</u>	

第3号様式の3（略）

別添2（略）

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第6（略）

第7 変更等の承認及び届出

1 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等及び原動機付自転車用原動機の製作者（以下「認定製作者等」という。）は、型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合（附則4の2「軽微な変更の取扱要領」別表左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するもの（同附則中のまた書きにより、別表に追加したとみなした項目及び条件を含む。）であって、保安基準に適合することが明白であり、かつ、試験を行う必要性がないと地方運輸局が認めるもの（以下「軽微な変更」という。）を除

第3号様式の3（略）

別添2（略）

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第6（略）

第7 変更等の承認及び届出

1 型式認定を受けた検査対象外軽自動車等の製作者等及び原動機付自転車用原動機の製作者（以下「認定製作者等」という。）は、型式認定申請書の添付書面のうち次に掲げる書面の記載事項を変更した場合（附則4の2「軽微な変更の取扱要領」別表左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するもの（同附則中のまた書きにより、別表に追加したとみなした項目及び条件を含む。）であって、道路運送車両の保安基準に適合することが明白であり、かつ、試験を行う必要性がないと地方運輸局が認めるもの（以下「軽微な変更」と

く。)には、第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請することができる。この場合において、当該変更に係る資料については、型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

2～7 (略)

第8～第14 (略)

別表 (申請書の添付書面及びその記載要領等) (第2関係)

1 検査対象外軽自動車及び原動機付自転車

添付書面	記載要領等
1 諸元表	(略)
2 外観図及び外観写真	(略)
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 走行性能曲線図 (けん引自動車及び付随車をけん引する原動機付自転車に係るものに限る。) (2) 運転者席付近配置図 (3) 指定装置等 <u>(4) 技術基準適合証明書</u>	(略)

いう。)を除く。)には、第2号様式による変更承認申請書及び変更に関する資料を国土交通大臣に提出し、その変更の承認を申請することができる。この場合において、当該変更に係る資料については、型式認定申請書の添付書面の例に準ずるものとする。

2～7 (略)

第8～第14 (略)

別表 (申請書の添付書面及びその記載要領等) (第2関係)

1 検査対象外軽自動車及び原動機付自転車

添付書面	記載要領等
1 諸元表	(略)
2 外観図及び外観写真	(略)
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) 走行性能曲線図 (けん引自動車及び付随車をけん引する原動機付自転車に係るものに限る。) (2) 運転者席付近配置図 (3) 指定装置等 <u>(新設)</u>	(略)

<p><u>(5)</u> 車わく強度計算書（最大積載量を有する自動車に限る。）</p> <p><u>(6)</u> 制動能力計算書（カタピラ及びそりを有する軽自動車その他特殊な構造を有する自動車等に係るものに限る。）</p> <p><u>(7)</u> 次に掲げる装置等の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) シャシ全体 (イ) 燃料装置 (ウ) 動力伝達装置 (エ) 走行装置 (オ) かじ取装置 (カ) 制動装置 (キ) 緩衝装置 (ク) 灯火装置（二輪車に係るもの除く。） <p><u>(8)</u> 検討書</p>	4～12（略）	<p><u>(4)</u> 車わく強度計算書（最大積載量を有する自動車に限る。）</p> <p><u>(5)</u> 制動能力計算書（カタピラ及びそりを有する軽自動車その他特殊な構造を有する自動車等に係るものに限る。）</p> <p><u>(6)</u> 次に掲げる装置等の図面</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) シャシ全体 (イ) 燃料装置 (ウ) 動力伝達装置 (エ) 走行装置 (オ) かじ取装置 (カ) 制動装置 (キ) 緩衝装置 (ク) 灯火装置（二輪車に係るもの除く。） <p><u>(7)</u> 検討書</p>	4～12（略）
備考1 附則16 別表第2 備考1に定める二輪の自動車及び二輪の自転車であって、指定製作者等（指定製作者等の系列会社であって、品質管理等の水準が指定製作者等と同等と認められる製作者を含		備考1 附則16 別表第2 備考1に定める二輪の自動車及び二輪の自転車であって、指定製作者等（指定製作者等の系列会社であって、品質管理等の水準が指定製作者等と同等と認められる製作者を含	

む。以下備考 2 及び附則 16 について同じ。) が申請する場合にあっては、1 に掲げる 諸元表の「第3号様式の3」を「第3号様式の2」に読み替える。

- 2 指定製作者等が申請する場合にあっては、3 (1)、(2)、(5)及び(7)に掲げる書面については、提出を要しない。また、3 (8)の書面にあっては、宣誓書に代えることができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付することとし、宣誓書中「自動車」とあるのは、「検査対象外軽自動車」又は「原動機付自転車」と読み替えるものとする。

- 2 小型特殊自動車 (略)
- 3 原動機付自転車用原動機 (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

第6号様式 (諸元表) (別表第2項関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

類 別		
寸法	輪距又は履帯中心距離	
	最低地上高	
性能	最高速度 km/h	
	最高速度時における制動停止距離 m	
	最小回転半径 m	
タイヤ	前輪	
	後輪	
履帶 接地部	接地部の種類	
	履帯幅 cm	左
		右
	接地面積 cm ²	左
		右
	接地圧 kg/cm ² (空車時)	左
		右
原動機	最高回転速度 rpm	

む。以下備考 2 及び附則 16 について同じ。) が申請する場合にあっては、1 に掲げる 諸元表の「第3号様式の3」を「第3号様式の2」に読み替える。

- 2 指定製作者等が申請する場合にあっては、3 (1)、(2)、(4)及び(6)に掲げる書面については、提出を要しない。また、3 (7)の書面にあっては、宣誓書に代えることができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付することとし、宣誓書中「自動車」とあるのは、「検査対象外軽自動車」又は「原動機付自転車」と読み替えるものとする。

- 2 小型特殊自動車 (略)
- 3 原動機付自転車用原動機 (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

第6号様式 (諸元表) (別表第2項関係) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

類 別		
寸法	輪距又は履帯中心距離	
	最低地上高	
性能	最高速度 km/h	
	最高速度時における制動停止距離 m	
	最小回転半径 m	
タイヤ	前輪	
	後輪	
履帶 接地部	接地部の種類	
	履帯幅 cm	左
		右
	接地面積 cm ²	左
		右
	接地圧 kg/cm ² (空車時)	左
		右
原動機	最高回転速度 rpm	

	定格出力 kw/機関回転速度 rpm	
燃料	種類及び型式	
電池	数及び総電圧並びに定格出力	
	無負荷状態 : CO (%)	
	無負荷状態 : HC (ppm)	
排出ガス	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : CO (g/kWh)	
	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : NMHC (g/kWh)	
	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : NOx (g/kWh)	
	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : PM (g/kWh)	
かじ取装置	形式	
	倍力装置	
操向装置	形式	
	操向クラッチ	
	操向ブレーキ	
全減速比	最高速時	
	最低速時	
制動装置	主ブレーキの種類・形式	
	駐車ブレーキの種類・形式	
	系統数及び制動輪	
乗車装置	<u>座席ベルト取付装置形式</u>	
	<u>座席ベルト取付装置数</u>	
	<u>座席ベルト形式</u>	
	<u>座席ベルト数</u>	
排出ガス発散防止装置		
プローバイ・ガス還元装置		
灯火計器類	走行用前照灯	
	すれ違い用前照灯	
	車幅灯	
	尾灯	

	定格出力 kw/機関回転速度 rpm	
燃料	種類及び型式	
電池	数及び総電圧並びに定格出力	
	無負荷状態 : CO (%)	
	無負荷状態 : HC (ppm)	
排出ガス	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : CO (g/kWh)	
	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : NMHC (g/kWh)	
	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : NOx (g/kWh)	
	排出ガス重量 : 8 モード及びNRTC モード : PM (g/kWh)	
かじ取装置	形式	
	倍力装置	
操向装置	形式	
	操向クラッチ	
	操向ブレーキ	
全減速比	最高速時	
	最低速時	
制動装置	主ブレーキの種類・形式	
	駐車ブレーキの種類・形式	
	系統数及び制動輪	
(新設)	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
排出ガス発散防止装置		
プローバイ・ガス還元装置		
灯火計器類	走行用前照灯	
	すれ違い用前照灯	
	車幅灯	
	尾灯	

制動灯	
後退灯	
方向指示器	前 面
	後 面
	側 面
後部反射器	
警音器	
速度計及び走行距離計	
その他の計器	
連結装置	
併用できる原動機の名称及び型式	
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)	
備 考	

備考 1～2 (略)

第 7 号様式 (略)

附則 1～附則 3 (略)

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1 (略)

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 3 号の規定による届出又は新型変更届出を行う場合であって、その変更が附則 4 の 2 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。[ただし、当該装置の車両への取付けに關](#)

制動灯	
後退灯	
方向指示器	前 面
	後 面
	側 面
後部反射器	
警音器	
速度計及び走行距離計	
その他の計器	
連結装置	
併用できる原動機の名称及び型式	
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)	
備 考	

備考 1～2 (略)

第 7 号様式 (略)

附則 1～附則 3 (略)

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1 (略)

第 2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる 2 分冊に区分して作成すること。ただし、型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中括弧書に係る変更の届出、同項第 3 号の規定による届出又は新型変更届出を行う場合であって、その変更が附則 4 の 2 「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第 1 分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第 1 分冊に添付するものとする。

わる認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第1分冊	(1)～(3) (略)
第2分冊	(1) 申請書等の写し (2) 別記様式の提出書面一覧表 (3) 別表第2の添付書面 (4) 審査事務規程別表1に定める書面 ① (略) ② 指定製作業者等が申請する場合に限り、同規程別表1(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗净液噴射装置試験、バス及びトラックの洗净液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙3に定める技術基準適合証明書とすることができる。 ③ (略)

第3～第4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

整 理 番 号	添 付 書 面 の 名 称	提 出 時 の 注意 事 項 等	提 出 の 要 否		
			型 式 指 定 に 係 る 場 合		新 型 届 出 に 係 る 場 合
			乗 用 車 に 係 る と き	そ の 他 の 自 動 車 に 係 る と き	大 型 特 殊 自 勤 車 に 係 る と き

第1分冊	(1)～(3) (略)
第2分冊	(1) 申請書等の写し (2) 別記様式の提出書面一覧表 (3) 別表第2の添付書面 (4) 審査事務規程別表1に定める書面 ① (略) ② 指定製作業者等が申請する場合に限り、同規程別表1(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗净液噴射装置試験、バス及びトラックの洗净液噴射装置試験及びデフロスタ試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙3に定める技術基準適合証明書 <u>(指定製作業者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。)</u> とすることができる。 ③ (略)

第3～第4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

整 理 番 号	添 付 書 面 の 名 称	提 出 時 の 注意 事 項 等	提 出 の 要 否		
			型 式 指 定 に 係 る 場 合		新 型 届 出 に 係 る 場 合
			乗 用 車 に 係 る と き	そ の 他 の 自 勤 車 に 係 る と き	大 型 特 殊 自 勤 車 に 係 る と き

1～7					
8	技術基準適合証明書	審査事務規程別表1 (6)に定める試験成績書に代えて提出する場合に限る。	○	○	
9～14 (略)					

備考1 (略)

別記様式～別紙3 (略)

附則4の2 軽微な変更の取扱要領

型式指定規則第6条第1項第3号第2欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、自動車製作者等が軽微な変更に該当するか判断に迷う場合にあっては、審査・リコール課に適宜申し出ることとする。

以下の別表1については、諸元表第3号様式の1又は第3号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例とし、別表2については、諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であって、認定証により道路運送車両の保安基準に適合することを確認する場合には、以下の別表1又は別表2に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表1又は別表2の指定装置等に係る項目追加希望を申し出した場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表1 諸元表第3号様式の1又は第3号様式の2を使用した場合の申請に係る軽微な変更に該当する参考例

書面	項目	条件
	輪距の変更	次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の自動

1～7					
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
8～13 (略)					

備考1 (略)

別記様式～別紙3 (略)

附則4の2 軽微な変更の取扱要領

型式指定規則第6条第1項第3号第2欄に規定する軽微な変更とは、別表1及び2左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するもの（自動車製作者等の技術的説明により道路運送車両の保安基準に適合することが明白であり、かつ、試験を行う必要性がないと研究所が認めるものに限る。）とする。ここで、別表1及び2左欄が「諸元表」に該当する項目のうち、当該項目が諸元表に記載を要していないものについては、当該左欄を「保安基準の規定に適合することを証する書面」に読み替えて適用することができる。

また、自動車製作者等が別表1及び2中欄に掲げる項目及び右欄に掲げる条件の追加を希望する場合にあっては、研究所に当該項目等の追加理由及び資料を附して申し出ができる。研究所は当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告を行うものとする。審査・リコール課においては、別表に項目及び条件を追加する必要があると認める場合にあっては項目及び条件を追加したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

諸 元 表	<p>車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。</p> <p>(1) 複数の輪距が設定されている型式の自動車に対して行う輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度の設計値が 40 度（規制値が 30 度の自動車にあっては 35 度）以上の自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。</p>
タイヤの変更	<p>指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。</p>
タイヤの追加	<p>指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるものの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。）（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。</p>
通称名の変更	
車台番号及び原動機の型式の打刻様	

<u>式及び打刻位置の変更</u>	
<u>燃料タンクの容量、位置又は形</u>	<p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 基本形状、取付方法、材質並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。</p> <p>(2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車両端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。</p> <p>(3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</p>
<u>蓄電池の変更</u>	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。
<u>無段変速機の後退変速比の変更</u>	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
<u>消音器の型式の変更</u>	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
<u>最高速度の変更</u>	制御コンピュータのソフトウェアの変更により最高速度を下げるものであり、変更後の最高速度が200km/h以上となるもの（手動変速機付きの車両を除く。）。
<u>外 原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更 又は二輪車の原動機の意匠の変更</u>	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。

観 図	<u>燃料タンクの形状の変更</u>	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPG タンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	<u>フェンダー形状の変更</u>	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
	<u>バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更</u>	貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	<u>車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更</u>	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	<u>二輪車等の意匠品の変更(フェアリングを除く。)</u>	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。
	<u>荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更</u>	
	<u>エアスポイラーの廃止</u>	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、高さに変更がないもの。

<u>スペアタイヤキャリアの形状の変更</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。</u>
<u>二輪車の座席形状の変更</u>	<u>乗車位置に変更がないもの。</u>
<u>ヘッドランプバイザーの追加又は廃止</u>	<u>貨物の運送の用に供する自動車の場合又は指定装置等を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。</u>
<u>二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止</u>	<u>視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。</u>
<u>二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）</u>	<u>外形に鋭い突起がないもの。</u>
<u>燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止</u>	<u>乗車位置に変更がないもの。</u>
<u>二輪車のフェアリング形状の変更</u>	<u>同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。</u>
<u>座席間隙の変更</u>	<u>センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。</u>
<u>保安基準第32条から第41条の5</u>	<u>取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>

保安基準の規定に適合することを証する画面	<u>までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更</u>	
	<u>保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更</u>	<u>取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	<u>非常点滅表示灯の個数又は性能の変更</u>	<u>方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。</u>
	<u>警報音発生装置の型式又は形式の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。</u>
	<u>警音器の性能の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	<u>サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止</u>	<u>サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。</u>
	<u>排気管の形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。(排圧が変更になる場合及び排気管長さを</u>

	<u>変更する場合（車両総重量 3.5 t を超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。</u>
<u>車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。</u>
<u>触媒装置の取付位置又は取付角度の変更</u>	<u>基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。</u>
<u>触媒の貴金属担持量の変更</u>	<u>貴金属担持量を増加させる場合に限る。</u>
<u>車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止</u>	<u>衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。</u>
<u>二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更</u>	<u>取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。</u>
<u>二輪自動車の後写鏡の変更又は追加</u>	<u>指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの</u>
<u>シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止</u>	<u>シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。</u>

<u>ハンドルの最大回転数</u>	<u>かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。</u>
<u>かじ取倍力装置の形式の変更</u>	<u>かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。</u>
<u>前面ガラス以外のガラスの厚さの変更</u>	<u>ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。</u>
<u>速度計の型式の変更</u>	<u>性能が同一であるもの。</u>
<u>運行記録計の形式又は性能の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
<u>非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更</u>	
<u>電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）</u>	<u>自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けた ESA 装置を装着する場合に限る。</u>
<u>タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行いう場合</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>

<u>軽合金製ディスク ホイール試験、内 装材料の難燃性試 験、乗用車等の窓 ふき器及び洗浄液 噴射装置試験、バ ス及びトラックの 洗浄液噴射装置試 験及びデフロスター 試験に影響のある 仕様変更又は追加</u>	<u>技術基準適合証明書により証明する場合に 限る。</u>
<u>非常信号用具の追 加又は仕様変更</u>	
<u>警告反射板の追加 又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>
<u>停止表示器材の追 加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>
<u>装置指定規則第5 条で定める指定を 受けたものとみな す特定装置</u>	<p><u>提出済みの認定証において、当該指定装置 等に変更無く、以下のいずれかの事由により 改訂番号の更新が行われた場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・生産工場等の追加による場合</u> <u>・当該指定装置等には直接適用されない他 の車両カテゴリー等の基準改正による場 合</u> <u>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕 向け仕様）の変更等による場合</u>

別表2 諸元表第3号様式の3を使用した場合の申請に係る軽微な変更に
該当する参考例

別表1 別表2に係るもの以外のものの変更

書面	項目	条件	書面	項目	条件
諸元表	輪距の変更	<p>次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。</p> <p>(1) 複数の輪距が設定されている型式の自動車に対して行う輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度の設計値が 40 度（規制値が 30 度の自動車にあっては 35 度）以上の自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。</p>	諸元表	輪距の変更	<p>次のいずれかを満たすもの（周辺部位等との干渉について変更を行う前の同型式の自動車（以下「変更前の同型式車」という。）に対して同一であるもの又は間隔が拡大するものに限る。）。</p> <p>(1) 複数の輪距が設定されている型式の自動車に対して行う輪距の変更について、リムのオフセット違いのみを要因とするものであり、かつ、変更後の輪距が既に設定されている輪距の最大値と最小値の間に位置するもの。</p> <p>(2) 最大安定傾斜角度の設計値が 40 度（規制値が 30 度の自動車にあっては 35 度）以上の自動車に対して行う輪距の変更であって輪距が小さくなるもの。</p>
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。）。		タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加するものに限る。（WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く）
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。） (WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モ		タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの。（負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。） (WLTC モードによる燃料消費率又は一充電走行距離を記載する自動車及び JH25 モ

	ードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。)
通称名の変更	
車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
燃料タンクの容量、位置又は形	<p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 基本形状、取付方法、材質並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。</p> <p>(2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。</p> <p>(3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</p>
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
蓄電池の変更	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。
無段変速機の後退変速比の変更	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
推進軸の寸法の変更	内径が大きくなるもの。
	ードによる燃料消費率を記載する自動車等を除く。)
通称名の変更	
車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
燃料タンクの容量、位置又は形	<p>次の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 基本形状、取付方法、材質並びに燃料注入口及びガス抜き口の位置に変更がないもの。</p> <p>(2) タンク容量が同一であるもの又は小さくなるものであり、かつ、タンクと車わく端部との距離が同一のもの又は長くなるもの。</p> <p>(3) タンク付近の基本燃料配管と周辺部位との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</p>
<u>エンジンオイルクーラーの変更又は廃止</u>	<u>装置及び基本配管と周辺部位等との干涉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
<u>燃料ポンプの変更</u>	<u>電磁式から機械式に変更する場合に限り（取付位置を変更する場合を除く。）。</u>
蓄電池の変更	個数が同一であるもの（容積が同一である場合又は小さくなる場合に限る。）。
無段変速機の後退変速比の変更	低摩擦路を後退時にタイヤ空転を検知した際、変速比が大きくなるような制御を行う場合に限る。
推進軸の寸法の変更	内径が大きくなるもの。

減速機の歯車形式の変更	
差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	タイヤの負荷能力が同一である場合又は大きくなる場合に限る。
かじ取角度の変更	最遠軸距が 5m 以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合に限る。
制動装置のライニング 若しくはパッドの寸法 若しくは面積又はマスター・シリンダの内径の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
制動装置のパッドの厚さの変更	二輪車を除く。
制動倍力装置の倍率の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	タンクからの基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
制動警報装置の性能の変更	ワット数又は音量が大きくなるもの(形式を変更する場合を除く。)。
減速機の歯車形式の変更	
差動機の歯車の形式、数又は差動制限装置形式の変更	
タイヤ空気圧の変更	タイヤの負荷能力が同一である場合又は大きくなる場合に限る。
かじ取角度の変更	最遠軸距が 5m 以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合に限る。
制動装置のライニング 若しくはパッドの寸法 若しくは面積又はマスター・シリンダの内径の変更	<u>指定装置</u> を装着する場合に限る。
制動装置のパッドの厚さの変更	二輪車を除く。
制動倍力装置の倍率の変更	<u>指定装置</u> を装着する場合に限る。
空気圧縮機等の圧力調整器形式の変更	
空気圧縮機等のタンク位置の変更	タンクからの基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
制動警報装置の性能の変更	ワット数又は音量が大きくなるもの(形式を変更する場合を除く。)。

補助ブレーキ形式の変更	最大減速度が 2.2m/s^2 以下であり、かつ、制動灯が点灯する場合に限る。	補助ブレーキ形式の変更	最大減速度が 2.2m/s^2 以下であり、かつ、制動灯が点灯する場合に限る。
主ばね又は補助ばねの寸法の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	主ばね又は補助ばねの寸法の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
巻込防止装置の形式の変更	取付状態に変更がないもの。	巻込防止装置の形式の変更	取付状態に変更がないもの。
連結装置の変更	連結器の形式に変更がないもの。	連結装置の変更	連結器の形式に変更がないもの。
エアバッグの容量及びインフレータ出力の変更	同一型式内にサイドエアバッグの装備の有無の設定があり、かつ、サイドエアバッグの装備の無い仕様で保安基準（側面衝突試験）への適合性の判断を実施した場合のサイドエアバッグの容量及びインフレータ出力の変更に限る。	エアバッグの容量及びインフレータ出力の変更	同一型式内にサイドエアバッグの装備の有無の設定があり、かつ、サイドエアバッグの装備の無い仕様で保安基準（側面衝突試験）への適合性の判断を実施した場合のサイドエアバッグの容量及びインフレータ出力の変更に限る。
頭部後傾抑止装置の数の変更	同一型式内の後部座席において、既に設定のある仕様があり、当該装置を装備しない仕様の設定追加を行う場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。	頭部後傾抑止装置の数の変更	同一型式内の後部座席において、既に設定のある仕様があり、当該装置を装備しない仕様の設定追加を行う場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	着色ガラスから着色無しガラスへ変更した場合に限る。	前面ガラス以外のガラスの着色仕様の変更	着色ガラスから着色無しガラスへ変更した場合に限る。
ガラス仕様の引き当て変更	既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているものであって、形状及び試験領域が同一であるものに限る。	ガラス仕様の引き当て変更	既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているものであって、形状及び試験領域が同一であるものに限る。

消音器の型式の変更	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。	消音器の型式の変更	消音器の内部構造及び容量が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更		排出ガス発散防止装置の警報装置の検出部の個数又は位置の変更	
<u>保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更</u>	取付部の構造が同一であり、かつ、 <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。	<u>前部霧灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、後退灯、方向指示器又は反射器の色又は性能の変更</u>	取付部の構造が同一であり、かつ、 <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。
<u>保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯 火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更</u>	取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本同一、かつ、 <u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	装着を廃止するもの。	駐車灯等の任意装着灯火の個数、色又は性能の変更	装着を廃止するもの。
方向指示器のフラッシュヤー形式の変更		方向指示器のフラッシュヤー形式の変更	
非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が <u>指定装置等</u> である場合に限る。	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が <u>指定装置等</u> である場合に限る。

警報音発生装置の型式又は形式の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。	警報音発生装置の型式又は形式の変更	<u>指定装置</u> を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。	
警音器の性能の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。	警音器の性能の変更	<u>指定装置</u> を装着する場合に限る。	
直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	寸法が同一であり、かつ、曲率半径が小さくなるもの又は曲率半径が同一であり、かつ、寸法が大きくなるもの。	直前障害物確認鏡又は直左障害物確認鏡の寸法又は曲率半径の変更	寸法が同一であり、かつ、曲率半径が小さくなるもの又は曲率半径が同一であり、かつ、寸法が大きくなるもの。	
消火器の形式又は性能の変更		消火器の形式又は性能の変更		
内圧容器の材質の変更		内圧容器の材質の変更		
最小回転半径の変更	最遠軸距5m以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合のものに限る。	最小回転半径の変更	最遠軸距5m以下であり、かつ、かじ取角度が小さくなる場合のものに限る。	
<u>前照灯照射方向調整装置の変更</u>		(新設)	(新設)	
<u>最高速度の変更</u>	<u>制御コンピュータのソフトウェアの変更により最高速度を下げるものであり、変速後の最高速度が200km/h以上となるもの（手動変速機付きの車両を除く。）。</u>	(新設)	(新設)	
外観	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、フ	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置</u> を備える場合であって、フ

図	フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。	エンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式車に対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は 指定装置等 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。	貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は 指定装置 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は 指定装置等 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は 指定装置 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
二輪車等の意匠部品の変更(フェアリングを除く。)	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。
荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更		
エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は 指定装置等 を備える場合であって、高さに変更がないもの。	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は 指定装置 を備える場合であって、高さに変更がないもの。
スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は 指定装置等 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は 指定装置 を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。

	二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。		二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。
	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。		ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する自動車の場合又は <u>指定装置</u> を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。
	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。		二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。
	二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	外形に鋭い突起がないもの。		二輪車の緩衝装置（ボトムケースの形状の変更に限る。）	外形に鋭い突起がないもの。
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	乗車位置に変更がないもの。		燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止	乗車位置に変更がないもの。
	二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。		二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した車両間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認可されたものと同様な変更を行う場合。
	座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。		座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものを除く。）。
保安基準の	燃料配管の経路の変更	ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の自動車と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	保安基準の	燃料配管の経路の変更	ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の自動車と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。

規定に適合することを証する書面	燃料配管のクランプ位置の変更	LPG を燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。	規定に適合することを証する書面	燃料配管のクランプ位置の変更	LPG を燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。
	シフトノブの形状の変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。		シフトノブの形状の変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。
	空調装置（デフロスター）の操作方式（レバーワー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくならない場合に限る。		空調装置（デフロスター）の操作方式（レバーワー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更	最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくならない場合に限る。
	アクセルペダルの変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。		アクセルペダルの変更	操縦装置として最遠装置でない場合に限る。
	動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。		動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	推進軸の継手形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。		推進軸の継手形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。
	ドライブシャフトのダイナミックダンパーの形状変更又は廃止	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。		ドライブシャフトのダイナミックダンパーの形状変更又は廃止	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	かじ取装置のギヤボックス形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（歯車形式を変更する場合を除く。）。		かじ取装置のギヤボックス形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（歯車形式を変更する場合を除く。）。

パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
ブレーキ配管の変更	液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。	ブレーキ配管の変更	液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
プロポーショニング装置の位置の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	プロポーショニング装置の位置の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
スタビライザ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	スタビライザ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
ラテラルリンク形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	ラテラルリンク形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更	側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない車両に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。	フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更	側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない車両に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。
原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オ	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間	原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オ	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間

イルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更	隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。	イルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更	隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。
排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。(排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合(車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。)を除く。)。	排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。(排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合(車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。)を除く。)。
車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る(排気管の出口位置を変更する場合を除く。)。	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る(排気管の出口位置を変更する場合を除く。)。
触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置(床下、マニホールド直下等)が同一であるもの(周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。)。	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置(床下、マニホールド直下等)が同一であるもの(周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。)。
触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。	触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。
車室外後写鏡の付加機能(電動リモコン、電動格納等)の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。	車室外後写鏡の付加機能(電動リモコン、電動格納等)の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認可番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。

二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの
シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。	シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。
オイルパンの形状変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。	オイルパンの形状変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。
シャシ全体図の変更	排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に限る。	シャシ全体図の変更	排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に限る。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>軽合金製ディスクホイールに表示されている記号等の変更</u>	<u>同一の軽合金製ディスクホイールの製作者であるもの（社名を変更する場合も含む。）。</u>
タイヤのリムの変更	タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。）。	タイヤのリムの変更	タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの。（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。）
冷却装置の変更	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。	冷却装置の変更	装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。

ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。	ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。
かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。	かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。
スタビライザ形式の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したもの又は装着を廃止するもの。	スタビライザ形式の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したもの又は装着を廃止するもの。
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。
速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。	速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。
運行記録計の形式又は性能の変更	<u>指定装置等</u> を装着する場合に限る。	運行記録計の形式又は性能の変更	<u>指定装置</u> を装着する場合に限る。
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更		非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けた ESA 装置を装着する場合に限る。	電波障害防止装置（専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたESA装置に限る）	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の指定装置等と同一改訂版で指定を受けた ESA 装置を装着する場合に限る。
<u>タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>	(新設)	(新設)

<u>軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスター試験に影響のある仕様変更又は追加</u>	<u>技術基準適合証明書により証明する場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>非常信号用具の追加又は仕様変更</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>警告反射板の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>停止表示器材の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>装置指定規則第5条で定める指定を受けたもののとみなす特定装置</u>	<p><u>提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更無く、以下のいずれかの事由により改訂番号の更新が行われた場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・生産工場等の追加による場合</u> <u>・当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</u> <u>・当該申請車両以外の車両（例えば他国仕向け仕様）の変更等による場合</u> 	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(削除)</u>			
<u>(削除)</u>			

別表2 制御コンピュータのソフトウェアの変更

画面	項目	条件	件

諸元表	<u>最高速度の変更</u>	<u>最高速度を下げるものであり、変更後の最高速度が200km/h以上となるもの。(手動変速機付きの車両を除く。)</u>
-----	----------------	---

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等に係る第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の記載要領 (略)

2 自動車の構造等に係る第3号様式の1の記載要領

① 構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. ~17. (略)

② 性能

1. ~7. (略)

8. 交流電力量消費率 (電気自動車)

電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率を記載 (特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。) し、走行モード又は試験速度 (km/h) を()書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 150 (WLTC モード)

120 (JC08 モード)

500 (JH25 モード)

9. LMH 交流電力量消費率 (電気自動車) (略)

10. ハイブリッド (CS) 燃料消費率

(1) JC08 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等に係る第1号様式、第2号様式の1及び第2号様式の2の記載要領 (略)

2 自動車の構造等に係る第3号様式の1の記載要領

① 構造

(新設)

1. ~17. (略)

② 性能

1. ~7. (略)

8. 交流電力量消費率 (電気自動車)

電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率を記載 (特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。) し、走行モード又は試験速度 (km/h) を()書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 150 (WLTC モード)

120 (JC08 モード)

(新設)

9. LMH 交流電力量消費率 (電気自動車) (略)

10. ハイブリッド (CS) 燃料消費率

(1) JC08 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたJC08モードハイブリッド（CS）燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- 例 (略)

(2) WLTCモードハイブリッド（CS）燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド（CS）燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

- (ア) (略)
- (イ) (略)

(3) JH25モード ハイブリッド（CS）燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン超のものに限る。）又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」に規定するJC08モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程に基づいて測定をしたJC08モードハイブリッド（CS）燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

- (ア) (略)
- (イ) (略)

例 (略)

(2) WLTCモードハイブリッド（CS）燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」に規定するWLTCモード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたWLTCモードハイブリッド（CS）燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

- (ア) (略)
- (イ) (略)

(新設)

基準に定める試験方法に基づいて測定をした JH25 モードハイブリッド (CS) 燃料消費率を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01 km/L 毎とする。

例 6.0 6.01 6.02 ··· 10.00 10.01 10.02 ··· (km/L)

11. LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (略)

12. プラグイン (CD) 燃料消費率

(1) JC08 モード及び WLTC プラグイン (CD) 燃料消費率

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたプラグイン

(CD) 燃料消費率を次により記載し、走行モード又は試験速度 (km/h) を（）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) (略)

(イ) (略)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) 燃料消費率

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン超のものに限る。）又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をしたJH25モード プラグイン (CD) 燃料消費率を次により記載し、走行モードを（）書で次

11. LMH ハイブリッド (CS) 燃料消費率 (略)

12. プラグイン (CD) 燃料消費率

(新設)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定をしたプラグイン

(CD) 燃料消費率を次により記載し、走行モード又は試験速度 (km/h) を（）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) (略)

(イ) (略)

(新設)

の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

なお、軽油・電気を燃料とするその他の自動車についても、記載して差し支えない。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01 km/L毎とする。

例 9.22 (JH25 モード)

13. プラグイン (CD) レンジ

(1) JC08 モード及びWLTC モード プラグイン (CD) レンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

(2) JH25 モード プラグイン (CD) レンジ

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン超のものに限る。）又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定をしたJH25モード プラグイン (CD) レンジを次により記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

13. プラグイン (CD) レンジ

(新設)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定したプラグイン (CD) レンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度 (km/h) を（ ）書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

(新設)

走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。

例 30 (JH25 モード)

14. 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）を記載（特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例（略）

15. LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、別途定める試験方法に基づいて測定をした各フェーズ固有値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例（例）

16. 等価EVレンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条

14. 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）を記載（特殊自動車にあっては、記載を省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度（km/h）を（ ）書で次の例により付記する。記載値は整数位とし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例（略）

15. LMH 交流電力量消費率（プラグインハイブリッド自動車）

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、別途定める試験方法に基づいて測定をした各フェーズ固有値を記載する。記載値は整数位までとし、小数第1位を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例（例）

16. 等価EVレンジ

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車（車両総重量3.5トン以下のものに限る。）及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条

第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した等価EVレンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例(例)

17. 一充電消費電力量

(1) JC08モード及びWLTCモード 一充電消費電力量

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの測定方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した一充電消費電力量を次により記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)する。走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。走行距離の記載値は小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(2) JH25モード 一充電消費電力量

軽油・電気を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン超のものに限る。)又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJH25モード法により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、当該基準に定める試験方法に基づいて測定した一充電消費電力量を次により記載し、走行モードを()書で次の例により付記する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(ア) 記載値は小数第2位までとし、第3位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.01kWh/回毎とする。

例 31.27 (JH25モード)

18. ~20. (略)

第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した等価EVレンジを記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)し、走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第1位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例(例)

17. 一充電消費電力量

(新設)

ガソリン・電気、LPG・電気又は軽油・電気を燃料とする乗車定員9人以下の乗用自動車、乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総重量3.5トン以下のものに限る。)及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、細目告示技術基準「軽・中量車排出ガスの試験方法」により保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第154号に基づいて測定した一充電消費電力量を次により記載(特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。)する。走行モード又は試験速度(km/h)を()書で次の例により付記する。走行距離の記載値は小数第2位までとし、小数第3位以下を四捨五入する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(新設)

18. ~20. (略)

3 自動車の構造等に係る第3号様式の2の記載要領

① 構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. ~ 7. (略)

② 性能

制動停止距離～交流電力量消費率（電気自動車）(略)

4 自動車の構造等に係る第3号様式の3の記載要領 (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第1～第3 (略)

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56、59から64、66から70、80及び82に分けて分類する。

2～5 (略)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～33 (略)			
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	PDF 形式	hinkan
35～64 (略)			
<u>(削除)</u>			
66～70 (略)			

3 自動車の構造等に係る第3号様式の2の記載要領

① 構造

(新設)

1. ~ 7. (略)

② 性能

制動停止距離～交流電力量消費率（電気自動車）(略)

4 自動車の構造等に係る第3号様式の3の記載要領 (略)

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第1～第3 (略)

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の1から56及び59から70に分けて分類する。

2～5 (略)

	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1～33 (略)			
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面、 <u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	PDF 形式	hinkan
35～64 (略)			
65	<u>改造に係る能力基準適合証明書の写し</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>nouryokutekigou</u>
66～70 (略)			

<u>80</u>	<u>サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る適合証</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>cybersecurity</u>
<u>82</u>	<u>内部統制システムの概要を記載した書面</u>	<u>PDF 形式</u>	<u>naibutousei</u>

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

備考 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

別紙2 (略)

別表1-1 自動車諸元表 CSV化レコード項目一覧表 (型式データ項目)

表 (略)

別表1-2 自動車諸元表 CSV化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項目番号	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイナリ属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容
1	～151	(略)															

1～151 (略)

<u>152</u>	<u>総排気量(L) 又は定格出力(kW)</u>	<u>定格出力</u>	<u>V1450</u>	<u>6</u>	<u>半角</u>	<u>○</u>	<u>・半角数字6桁以内で設定する。(項目コードM0200を設定する場合は設定不要) ・電気自動車及び燃料電池自動車の</u>										
------------	-------------------------------	-------------	--------------	----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---

<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>

注) 項番64及び66の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」(令和2年国土交通省令第66号)第四条を示す。

備考 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

別紙2 (略)

別表1-1 車両諸元要目表 CSV化レコード項目一覧表 (型式データ項目)

表 (略)

別表1-2 車両諸元要目表 CSV化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項目番号	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイナリ属性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	内容
1	～151	(略)															

1～151 (略)

<u>(新設)</u>																
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別表2(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

別紙3 (略)

別表2 車名コード一覧表

1. 登録自動車等の車名コード

自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下、「MOTAS」という。）において使用されている車名コードを準用するものとする。

2. 検査対象外軽自動車等の車名コード

MOTASに既に車名が登録され、コードがあるものにあってはそのコードを用いることとし、車名コードがMOTASに存在しない車名にあっては以下のコードを使用するものとする。

車名	車名コード	車名	車名コード
<u>ヤマテ</u>	A01	アラユ	A02
<u>サンヨー</u>	A03	ミクロ	A04
<u>t u</u>	A05	Q-CAR	A06
<u>ミツオカ</u>	A07	ゼロEV	A08
<u>アテックス</u>	A09	イナサカ	A10
<u>カワシマ</u>	A11	コレック	A12
<u>ゼノア</u>	A13	チクスイ	A14
<u>ニューホランド</u>	A15	モートラック	A16
<u>トヨタオートボデー</u>	A51	a i d e a	A18

別紙3 (略)

附則6～附則7の2（略）

附則9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、細目告示及び <u>適用関係告示</u> 条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第3項第1号～細目告示第69条第2項第3号（略）	(略)	(略)	(略)
細目告示第69条第1項第1号及び第2項第1号	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準	FMVSS 104 EEC 78/318 EEC 1008/2010 <u>EEC 2021/535 Annex IV</u>	平成15年10月1日 〃 平成30年6月1日 <u>令和4年7月7日</u>
細目告示第69条第2項第2号	デロスタの技術基準	FMVSS 103 EEC 78/317 EEC 672/2010 <u>EEC 2021/535 Annex VI</u>	平成15年10月1日 〃 平成30年6月1日 <u>令和4年7月7日</u>
細目告示第69条第2項第2号	サンバイザの衝撃吸収の技術基準	FMVSS 201 ECE 21	平成15年10月1日 〃

附則6～附則7の2（略）

附則9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、細目告示及び <u>適用除外告示</u> 条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第3項第1号～細目告示第69条第2項第3号（略）	(略)	(略)	(略)
細目告示第69条第1項第1号及び第2項第1号	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準	FMVSS 104 EEC 78/318 EEC 1008/2010 <u>(新設)</u>	平成15年10月1日 〃 平成30年6月1日 <u>(新設)</u>
細目告示第69条第2項第2号	デロスタの技術基準	FMVSS 103 EEC 78/317 EEC 672/2010 <u>(新設)</u>	平成15年10月1日 〃 平成30年6月1日 <u>(新設)</u>
細目告示第69条第2項第2号	サンバイザの衝撃吸収の技術基準	FMVSS 201 ECE 21	平成15年10月1日 〃

細目告示第 70 条	速度計の技術基準	ECE 39	平成 15 年 7 月 7 日
------------	----------	--------	-----------------

備考 (略)

附則 13～附則 15 (略)

「騒音防止装置に係る自動車の取扱要領」(略)

「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」(略)

附則 16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第 1～第 4 (略)

別記様式 (略)

別表第 1 (略)

別表第 2 (申請書等の添付書面・地方運輸局用) (第 2 関係)

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項	提出の要否				
			検査対象外軽自動車に係る場合		原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車に係る場合 (農耕作業用自動車等を除く。)
1	外観写真		<input type="radio"/>				
2～7	(略)						

細目告示第 70 条	速度計の技術基準	ECE 39	平成 15 年 7 月 7 日
------------	----------	--------	-----------------

備考 (略)

附則 13～附則 15 (略)

「騒音防止装置に係る自動車の取扱要領」(略)

「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」(略)

附則 16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第 1～第 4 (略)

別記様式 (略)

別表第 1 (略)

別表第 2 (申請書等の添付書面・地方運輸局用) (第 2 関係)

整理番号	添付書面の名称	提出時の注意事項	提出の要否				
			検査対象外軽自動車に係る場合		原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車に係る場合 (農耕作業用自動車等を除く。)
1	外観写真		<input type="radio"/>				
2～7	(略)						

8	装置指定通知書等又は認定証の写し並びに指定装置等一覧表	(略)					
9	<u>技術基準適合証明書</u>	<u>審査事務規程別表1(6)に定める試験成績書に代えて提出する場合に限る。</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
10	運転者席付近配置図	(略)					
11	計算書	(略)					
12	装置等の図面	(略)					
13	保安基準適合検討書	(略)					
14	「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について」(令和7年6月17日国自基第48号)適合検討書	(略)					
15	指導基準適合検討書	(略)					
16	社内試験対象自動車等選定事由書	(略)					
17	長距離走行の結果及び記録	(略)					
18	社内試験成績書	(略)					
19	出荷検査及び装置の検査の業務組織	(略)					
20	出荷検査及び装置の検査の実施要領	(略)					
21	自動車検査用機械器具の管理要領	(略)					

8	装置指定通知書等又は認定証の写し並びに指定装置等一覧表	(略)					
9	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
10	運転者席付近配置図	(略)					
11	計算書	(略)					
12	装置等の図面	(略)					
13	保安基準適合検討書	(略)					
14	「原動機付三・四輪自転車の構造及び装置に係る技術基準について」(令和7年6月17日国自基第48号)適合検討書	(略)					
15	指導基準適合検討書	(略)					
16	社内試験対象自動車等選定事由書	(略)					
17	長距離走行の結果及び記録	(略)					
18	社内試験成績書	(略)					
19	出荷検査及び装置の検査の業務組織	(略)					
20	出荷検査及び装置の検査の実施要領	(略)					
21	自動車検査用機械器具の管理要領	(略)					

<u>22</u>	点検整備方式					
<u>23</u>	型式認定番号標取付図	(略)				
<u>24</u>	原動機総排気量等表示図（電動機にあっては、電動機定格出力表示図と読み替える。）	(略)				
<u>25</u>	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面					

備考 1 (略)

- 2 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 4(4)、(5)、7、10、11(1)及び12に掲げる書面については、提出を要しない。
- 3 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 13の書面にあっては、宣誓書に代えることができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付することとし、検査対象外軽自動車又は原動機付自転車の申請に係る場合にあっては、宣誓書中「自動車」とあるのは、「検査対象外軽自動車」又は「原動機付自転車」と読み替えるものとする。
- 4 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 6に掲げる書面について、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。

別紙～附則 21 (略)

附 則

令和8年1月9日改正 (国自審第2150号)
(適用時期)

<u>21</u>	点検整備方式					
<u>22</u>	型式認定番号標取付図	(略)				
<u>23</u>	原動機総排気量等表示図（電動機にあっては、電動機定格出力表示図と読み替える。）	(略)				
<u>24</u>	その他審査の実施に当たって必要と認められる書面					

備考 1 (略)

- 2 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 4(4)、(5)、7、9、10(1)及び11に掲げる書面については、提出を要しない。
- 3 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 12の書面にあっては、宣誓書に代えることができる。その場合、様式告示第2項に規定する宣誓書を添付することとし、検査対象外軽自動車又は原動機付自転車の申請に係る場合にあっては、宣誓書中「自動車」とあるのは、「検査対象外軽自動車」又は「原動機付自転車」と読み替えるものとする。
- 4 指定製作者等が申請する場合にあっては、整理番号 6に掲げる書面について、灯火器類の取付位置に係る寸法の記載を省略することができる。

別紙～附則 21 (略)

附 則

(新設)

1. 本改正規定は、令和8年1月11日より施行する。ただし、附則5の2 別紙1及び別表1－2に定める規定については、令和8年4月1日より施行する。